

高取町移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する移動支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(移動支援サービスの種類等)

第2条 高取町は、移動支援事業として、次に掲げるサービスを行うものとする。

(1) 保障型移動支援（障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）のうち重度以外のものに対するサービスをいう。）

(2) 補助型移動支援（障害者等のうち重度のものに対するサービスをいう。）

2 町長は、法第5条第4項又は第9項に規定する行動援護又は重度障害者等包括支援を受けることができる者がこれらの障害福祉サービスを行う事業者又は施設から当該サービスを受けることができないと認める場合は、移動支援事業として介護型移動支援を行うものとする。

3 第1項の保障型移動支援及び補助型移動支援並びに前項の介護型移動支援（以下「移動支援サービス」という。）において、1人の移動支援従事ホームヘルパーが移動を支援する障害者等の人数は3人以内とする。

(利用対象者)

第3条 移動支援サービスを利用できる者は、町内に居住する障害者等で次の各号に掲げる移動支援サービスの種類に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 保障型移動支援 次に掲げる者

- ア 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている視覚障害者又は視覚障害児
- イ 療育手帳Bの交付を受けている知的障害者又は知的障害児
- ウ 精神保健福祉手帳2級の交付を受けている精神障害者又は精神障害児
- エ その他家族等の状況により町長が必要と認めた者

(2) 補助型移動支援 次に掲げる者

- ア 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている視覚障害者又は視覚障害児のうち重度重複障害であるもの
- イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている身体障害者又は身体障害児のうち四肢麻痺であるもの
- ウ 療育手帳Aの交付を受けている知的障害者又は知的障害児
- エ 精神保健福祉手帳1級の交付を受けている精神障害者又は精神障害児

(3) 介護型移動支援 前条第2項の規定により町長が認めた者

(利用時間)

第4条 移動支援サービスは、1回の利用については8時間を、同一の月の利用につい

ては24時間を限度とする。ただし、単身世帯に属する障害者等が利用する場合は、同一の月の利用については40時間とする。

2 町長は、移動支援サービスを必要とする移動に係る活動が、公共の福祉に寄与すると認める場合は、前項の規定にかかわらず、利用時間を決定することができる。

(利用の手続)

第5条 移動支援サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、移動支援サービス利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、申請者が第3条に規定する利用対象者に該当するか否かを審査し、該当すると認めたときは、さらに移動支援サービスの内容並びに利用時間及び利用者負担額の上限を決定し、移動支援サービス利用決定通知書兼利用者証（様式第2号。以下「利用者証」という。）により、該当しないと認めたときは、移動支援サービス利用申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(費用負担等)

第6条 前条第2項の規定により移動支援サービスの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用に当たっては、別表1に定める移動支援サービスの実施に要する費用（以下「費用」という。）を負担するものとする。

2 町は、利用者が移動支援サービスを利用したときは、当該費用の額について、別表2に定める利用世帯の所得階層区分に応じ同表に定める町の負担割合に相当する額を当該利用者に給付するものとする。

3 利用料が、別表3に掲げる所得基準に応じた負担上限月額を超えるときは、利用料から負担上限月額を差し引いた額を給付額に加算して利用者に給付するものとする。

4 町は、利用者が移動支援サービスを利用したときは、前2項の規定により給付すべき額を、当該利用者に代わり、第9条第3項に規定する移動支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、利用者に対して第2項又は第3項の規定による給付があったものとみなす。

(利用の廃止)

第7条 利用者は、移動支援サービスを利用しなくなったときは、移動支援サービス廃止申請書（様式第4号）に利用者証を添えて、速やかに、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、移動支援サービスの利用を廃止するものとする。

(1) 第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき。

(2) その他町長が移動支援サービスを利用することが適当でないと認めたとき。

3 町長は、前項の規定により利用者に対して移動支援サービスの利用の廃止を決定し

たときは、移動支援サービスの利用の廃止を決定したときは、移動支援サービス廃止決定通知書（様式第5号）により、利用者に通知するものとする。

（移動支援事業の委託）

第8条 移動支援事業は、居宅介護従事者養成研修等について（平成15年3月27日障発第327011号厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知）及び精神障害者居宅生活支援事業の実施について（平成14年3月27日障発第327005号厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知）に定める研修過程を修了した者に委託して行うものとする。

（受託の手続）

第9条 前条の規定による移動支援事業の委託を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、移動支援事業者届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出書を受理したときは、届出者が移動支援事業を実施する能力を有するか否かを審査し、有すると認めたときは、当該届出者と移動支援事業の委託に関する契約を締結するものとする。

3 前項の契約を締結し、移動支援事業を受託した者（以下「移動支援事業者」という。）は、第1項の届出書に記載している事項に変更が生じたとき、又は受託していた移動支援事業を廃止しようとするときは、移動支援事業変更・廃止届（様式第7号）により、町長に届け出なければならない。

（報告）

第10条 移動支援事業者は、移動支援事業の実施の状況を、定期的に町長に報告しなければならない。

（調査等）

第11条 町長は、移動支援事業者に対し、移動支援事業の実施状況について調査し、必要に応じて指導することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

1 個別型移動支援に係る費用

（1人の移動支援従事者ホームヘルパーが移動を支援する障害者等の人数が1人の場合）

利用時間	費用の額		
	保障型移動支援	補助型移動支援	介護型移動支援
	円	円	円
0. 5時間	800	1,550	2,300
1. 0時間	1,500	2,750	4,000
1. 5時間	2,250	4,020	5,800
2. 0時間	2,950	4,750	6,550
2. 5時間	3,650	5,470	7,300
3. 0時間	4,350	6,200	8,050
3. 5時間	5,050	6,900	8,750
4. 0時間	5,750	7,600	9,450
4. 5時間	6,450	8,300	10,150
5. 0時間	7,150	9,000	10,850
5. 5時間	7,850	9,700	11,550
6. 0時間	8,550	10,400	12,250
6. 5時間	9,250	11,100	12,950
7. 0時間	9,950	11,800	13,650
7. 5時間	10,650	12,500	14,350
8. 0時間	11,350	13,200	15,050

2 グループ型（2名）移動支援に係る費用

（1人の移動支援従事者ホームヘルパーが移動を支援する障害者等の人数が2人の場合）

利用時間	費用の額		
	保障型移動支援	補助型移動支援	介護型移動支援
	円	円	円
0. 5時間	530	1,030	1,530
1. 0時間	1,000	1,830	2,660
1. 5時間	1,500	2,680	3,860
2. 0時間	1,960	3,160	4,360
2. 5時間	2,430	3,650	4,860
3. 0時間	2,900	4,130	5,360
3. 5時間	3,360	4,600	5,830
4. 0時間	3,830	5,060	6,300
4. 5時間	4,300	5,530	6,760
5. 0時間	4,760	6,000	7,230
5. 5時間	5,230	6,460	7,700
6. 0時間	5,700	6,930	8,160
6. 5時間	6,160	7,400	8,630
7. 0時間	6,630	7,860	9,100
7. 5時間	7,100	8,330	9,560
8. 0時間	7,560	8,800	10,030

3グループ型（3名）移動支援に係る費用

（1人の移動支援従事ホームヘルパーが移動を支援する障害者等の人数が3人の場合）

利用時間	費用の額		
	保障型移動支援	補助型移動支援	介護型移動支援
	円	円	円
0. 5時間	400	770	1,150
1. 0時間	750	1,370	2,000
1. 5時間	1,120	2,010	2,900
2. 0時間	1,470	2,370	3,270
2. 5時間	1,820	2,730	3,650
3. 0時間	2,170	3,100	4,020
3. 5時間	2,520	3,450	4,370
4. 0時間	2,870	3,800	4,720
4. 5時間	3,220	4,150	5,070
5. 0時間	3,570	4,500	5,420
5. 5時間	3,920	4,850	5,770
6. 0時間	4,270	5,200	6,120
6. 5時間	4,620	5,550	6,470
7. 0時間	4,970	5,900	6,820
7. 5時間	5,320	6,250	7,170
8. 0時間	5,670	6,600	7,520

別表2（第6条関係）

利用世帯の所得階層区分	町の負担割合
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	100分の100
支給決定者である障害者が18歳以上で当該障害者(当該障害者に配偶者がいる場合は、配偶者を含む。)の市町村民税が非課税であるとき	100分の100
支給決定者である障害者が18歳未満で、市町村民税非課税世帯であるとき	100分の100
上記以外の世帯	100分の90

備考

- この表において、「被保護世帯」とは、住民票上における同一世帯員と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助・医療扶助等を単給又は併給のいずれを問わず受けている世帯をいう。
- この表において、「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。
- 「市町村民税非課税世帯」とは、住民票上における同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度(7月1日から翌年の6月30日をいう。以下同じ。)において市町村民税が課税されていない者(地方税法第323条により免除されている者を含む。)である世帯をいう。

別表3 (第6条関係)

利用世帯の所得階層区分	負担上限月額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円
支給決定者である障害者が18歳以上で当該障害者(当該障害者に配偶者がいる場合は、配偶者を含む。)の市町村民税が非課税であるとき	0円
支給決定者である障害者が18歳未満で、市町村民税非課税世帯であるとき	0円
支給決定者である障害者が18歳未満で、市町村民税所得割額が28万円未満の世帯であるとき	4,600円
支給決定者である障害者が18歳以上で当該障害者(当該障害者に配偶者がいる場合は、配偶者を含む。)の市町村民税所得割が16万円未満であるとき	9,300円
上記以外の世帯	37,200円

備考

- 1 この表において、「被保護世帯」とは、住民票上における同一世帯員と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助・医療扶助等を単給又は併給のいずれを問わず受けている世帯をいう。
- 2 この表において、「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。
- 3 「市町村民税非課税世帯」とは、住民票上における同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度(7月1日から翌年の6月30日をいう。以下同じ。)において市町村民税が課税されていない者(地方税法第323条により免除されている者を含む。)である世帯をいう。